

# 滝本やすゆき

## NO.53 議会報告

- 市民相談はお気軽に

新座市栄5-2-34

TEL/FAX048(481)6276

- メールアドレス

[taki2005@violin.ocn.ne.jp](mailto:taki2005@violin.ocn.ne.jp)

### 【平成26年・第1回定例会開催】

### 都市高速鉄道12号線延伸促進に 全市を挙げた事業が展開

第1回定例会が2月20日から3月26日まで開催されました。市長提出議案は、条例の新規制定13件、一部改正9件、一般会計をはじめ各会計予算16件の他、公共工事設計労務単価が増額改定されたことによる追加議案を含め全53議案で、全て可決・承認されました。26年度、特に力を入れて取り組む事業としては、都市高速鉄道12号線延伸促進に向けた取組、新庁舎建設の推進、道路照明灯のLED化を始めとする新座版エコシティの取組の強化、保育所定員増に向けた取組などです。特に生活保護費を初めとした扶助費では増加傾向が続き、平成12年度に約36億あった扶助費が平成24年度には約130億円と、12年間で3・5倍以上の水準へと大幅に増加しました。26年度の予算規模及び前年度に対する伸び率は、一般会計予算 467億3,500万円(6・4%増)、特別会計予算 329億5,474万9千円(1・4%増)、企業会計予算 38億8,641万2千円(5・5%減)、総予算額 835億7,616万1千円(3・8%増)となりました。又2年毎の委員会改選では、安全対策、消防、教育を所管する文教環境常任委員長を拝命いたしました。

### 『26年度の都市高速鉄道12号線の延伸に向けた取り組み』

#### 1、都市高速鉄道12号線延伸促進協議会

4市区(新座市、清瀬市、所沢市、練馬区)で構成する延伸促進協議会を通じた活動を進めます。

#### 2、新座市都市高速鉄道12号線延伸促進期成同盟会

これまでに引き続き啓発活動や視察研修を実施する外、延伸実現に向けた気運の更なる醸成を図るため、延伸促進大会が開催されます。

#### 3、都市高速鉄道建設促進基金に3億円の積増。(9億2,067万1,375円)

## ★ 仕事、人間関係等、男性対象の相談窓口の設置を！

【質問・滝本】： 男女共同参画の推進から男性を対象に、仕事、人間関係、生き方、家庭環境などを相談内容として、電話や来庁による相談窓口を受付されている自治体があります。市としても実施すべきではないか。

【市長答弁】： これまで市では、女性困りごと相談室で、女性、男性を問わず、市民から相談を受け付けてきました。今回指摘を頂きましたので、今後は女性、男性を問わない相談窓口であることを幅広く周知して、対応させていただきます。

## ★ 栄中央集会所の利便性に向けた大規模改修を！

【質問・滝本】： 地元町内会の方々から栄中央集会所の改造を求める声があります。現在の和室をフローリングにし、テーブル、椅子仕様に改良するなどの利便性を図り、照明、エアコン等の付帯設備の配備、さらにテーブル等が収納出来る収納庫の設置を。

【市長答弁】： この際大規模な改修をすることが必要であると判断しました。改修の実施時期については、今後地元町内会である栄3丁目町会、4丁目町会と連絡調整を図りながら進め、6月議会に補正予算を計上したいと考えています。

## ★ 火災被災者の当日宿泊所とする集会所の改善を！

【質問・滝本】： 火災の被害を受けた方の支援制度として、被災当日の宿泊先（集会所）について、一泊としているが、事情などにより複数日とするなど、余裕をもった支援とすべきでは。

【市長答弁】： 被災者の方から複数日の宿泊が必要であるとの申告があった場合には、市の担当課が地元町内会と調整を図りながら集会所の利用状況を見て、柔軟に対応いたします。

## ★ 手話の理解、促進に向け「手話言語条例」の制定を！

【質問・滝本】： 2011年に障害者基本法が改正となり言語に手話が含まれました。言語として位置づけられた手話を、市民へ理解と促進を図っていくことを目的に「手話言語条例」を制定すべきではないか。

【市長答弁】： 手話言語条例の制定については、国や他の自治体の状況を見ながら制定へ向けて検討をして参ります。

### ～ “手話言語条例” ～

昨年鳥取県で、日本で初めて手話が日本語と同様に独自の文法を持った一つの言語として、その普及のための基本理念を定めた鳥取県手話言語条例が施行されました。また、北海道の石狩市でも、石狩市手話に関する基本条例が制定をされました。今、埼玉県内を始め、全国各地の自治体でも手話言語条例の制定や動きがあり、国においても手話言語法の制定を求める意見者が出されています。

## ★ 生活困窮者自立支援法の成立による市の取り組みは！

【質問・滝本】： 困窮者の自立・就労支援強化や第2のセーフティネット構築を目的とする生活困窮者自立支援法が成立されました。施行までの準備期間となる本年、市の取り組みについて伺います。

【市長答弁】： この支援法は、昨年12月6日国会で可決、成立いたしました。平成27年4月1日から施行されることとなっています。この法律は、生活保護にいたる前の段階にある生活困窮者を支援する第2のセーフティネットの充実、強化を図る観点から立法されました。26年度に入りましたら、早い段階で市の実情を踏まえ、事業の選択の検討を行ってまいります。現段階では、国からのガイドラインが示されていませんが、27年度の施行に向けて準備を進めてまいります。

# ご存知ですか？ 地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で、介護・医療などのサービスを一体で受けられるシステムのことです。

## 概要

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい生活を送れるよう、一体的（包括）に医療や介護などの支援サービス（ケア）を受けられるシステムを構築していくことです。そのためには、「住まい」「医療」「介護」「介護予防」「生活支援」の5つの要素が一体的に提供される必要があります。具体的には、まず、高齢者のプライバシーと尊厳が守られた「住まい」が基盤となります。そして、心や体の能力の低下や、経済、家族関係の変化があっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、NPOや自治会が中心となった食事サービス、声かけや見守り活動、運動や福祉サービスなどの「生活支援」「介護予防」が図られることが必要です。さらに、「介護」や「医療」などのサービスが必要となったとき、こうしたサービスが、おおむね30分以内の地域で受けられるよう、医療・福祉施設や環境が、日常生活圏（中学校区）を単位に整備されていきます。このシステムは、高齢化の速度、家族構成などが、地域によって異なることから、地域の特性に応じて、おおむね25年を目途に整備されることを目標としています。

## 公明党 の取り組み

昨年12月に党内に「地域包括ケアシステム推進本部」を設置し、精力的な活動を続けています。今年1月14日には国会議員だけでなく、地方議員、社会福祉士などが参加した推進本部の初会合を開催。その後、医療施設の整備や、介護の人材確保などの課題について、関係者を交えて頻繁に会合を開催してきました。一方、先進的な事例や課題などについて積極的な調査活動を現在展開しています。

## 公明新聞のご購読を

政治の動きを的確にとらえ、読者目線でわかりやすくお伝えしています  
1ヶ月/1,887円

《お申し込みは、滝本市議会議員まで》

自宅：048(481)6276 携帯：090-9952-1414